

令和8年2月27日

第 2 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室 2

2. 開会日時 令和8年2月27日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員 橋田委員
堅田委員 大野委員

(推進委員6名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
和田委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 横山委員
(推進委員2名) 森田委員 森光委員

5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 徳永次長 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について
議案第5号 農用の嵩上げ承認願について

7. 報告事項

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第2回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は6番 森田委員、9番 森光委員、10番 横山委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は14番 大野委員、15番 武田委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	5番 谷本委員 現地確認してきました。見ての通り、完全な宅地になっています。非農地で問題ありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号6まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、市外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間360日、妻が年間340日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、現在、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年3月31日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人はシシトウを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、シシトウを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は大根、きゅうり、柿、栗を作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、大根、きゅうり、柿、栗を栽

		培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号4について、譲渡人の夫と譲受人が利用権を設定していた申請農地を譲受人に売買をするものです。譲受人はみょうが、きゅうりを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間315日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号5について、市外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は水稻、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻と子がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、大根、白菜、さつまいもを栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号6について、市内と市外に在住している譲渡人2名から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻を栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議	長	古谷会長
		関係委員のご意見をお願いします。
意	見	徳永次長
		番号1については、譲受人が住宅を購入するにあたって、一部畑になっているということで、申請をされたものです。
		8番 橋田委員
		番号2について、説明があったように現在賃貸借の設定があり、賃借人がハウスを建てています。問題ありません。

審 議	1 2 番 谷脇委員 番号3について、現に耕作されており、特に問題ありません。
	1 4 番 大野委員 番号4について、譲渡人は農業をやめられており、申請地は現在譲受人が耕作している状態です。問題ありません。 番号5についても、譲受人は親戚であり、購入するということです。野菜を作るとのこと、問題ありません。
	4 番 三本委員 番号6については、3筆とも問題ありません。
	古谷会長 他に何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号6まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
	採 決 農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明をします。 番号1について、まず、農地の区分については、竹崎地区にあり、第1種から第3種農地のいずれの要件にも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。目的は自己用一般住宅の建築で、現在妻と3人の子の5人で実家に両親と同居していますが、子どもの成長とともに手狭となり、実家近くで建築が可能な利便性も兼ね備えた場所となると外

になく、申請地に自己住宅を建築することはやむを得ないと考えます。

資力及び信用については、土地取得費〇〇円、設計を含む建築費〇〇円、その他経費〇〇円の合計〇〇円を自己資金と融資で賄う計画です。金融機関の残高証明及び融資見込み証明書が提出されており問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が、許可日から令和8年12月となっており、特に問題ないものと判断します。

行政庁の免許、許認可については、開発許可は不要。道路工事については、市建設課で許可不要を確認済み。道路占用については、市建設課で許可済み。市道側溝への排水は市環境未来課及び建設課と同意不要で確認済み。法定外公共物の占有は事業計画書では許可見込みとなっていますが、道路占用でグレーチングの背地位許可が出ているためその他必要な許可等はありません。

計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画等の図面から必要な面積と判断します。

周辺農地等への影響は、造成計画は、進入のため東側市道の高さに合わせて最大30センチの切土を行うのみで、急な崖を生じることはありません。表面は、それぞれ芝生、碎石、コンクリートの仕上げとします。

排水計画は、雑排水は浄化槽を介し、東側市道側溝に排水します。コンクリート部分のカーポートに降った雨は、傾斜を利用し東側市道側溝へ排水します。芝生、碎石部分に降った雨は自然浸透です。

進入計画については、東側の市道から直接行う計画です。

周辺農地への影響は、東側の市道を挟んだ向こう側と西側に農地がありますが、それぞれ同意書が提出されており問題ありません。

番号2について、農地の区分については、竹崎地区にあり、第1種から第3種農地のいずれの要件にも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。目的は自家用の駐車場の整備で、申請者宅の北隣です。すでに駐車場として利用されており、現状に合わせて届をするものです。すでに駐車場として利用していることについては始末書が出されています。

資力及び信用と申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、すでに駐車場として利用されており問題なしです。

行政庁の免許、許認可については、開発許可は不要。道路工事については、市建設課で許可不要を確認済み。道路占用については、市建設課で許可済み。市道側溝への排水は市環境未来課及び建設課と同意不要で確認済み。法定外公共物の占有は事業計画書では許可見込みとなっていますが、道路占用でグレーチングの背地位許可が出ているためその他必要な許可等はありません。

計画面積の妥当性については、計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画等の図面から必要な面積と判断します。

周辺農地等への影響は、盛土切土はありません。表面はスロープ部分をコンクリート敷き、それ以外の部分は砂利敷きとします。

排水計画は、雑排水は生じません。コンクリート部分は傾斜を利用し東側市道側溝へ排水します。砂利敷き部分は自然浸透です。

進入計画については、東側の市道から直接行いう計画です。

周辺農地への影響は、東側の市道を挟んだ向こう側と西側に農地がありますが、それぞれ同意書が提出されており問題ありません。

番号3について、農地の区分については、東川内地区にあり、10ha以上の広がりを持つ農地内にある第1種農地ですが、隣接する旧東川内市営住宅第1団地用地と一体で住宅団地を整備するもので、農地法施行令第36条に該当し、転用が認められる土地と判断します。

資力及び信用は全事業費〇〇円を、須崎市の令和8年度事業として、令和8年3月議会へ予算が計上されており、議員への説明も済んでいるため議決されるものと見込みます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、甲664番、甲665番、甲666番については、抵当権が設定されていますが、休眠抵当権の状態であり、設定者も死亡していることから転用申請者の責任で許可後速やかに抹消登記を行うとの申立書が出されており問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、今回の分譲宅地の整備は、津波リスクへの対応というかねてからの須崎市の重大な課題を解決するためのものの一つですので、予算が議決され、転用許可が下りればすぐに作業に取り掛かるものと判断します。

行政庁の免許、許認可については、開発許可は須崎土木事務所と協議中で許可見込みです。道路工事、道路占用については市建設課で許可不要を確認済み。市道側溝への排水は市建設課で許可不要を確認済み。法定外公共物の占用も許可不要です。その他必要な許可等はありません。

計画面積の妥当性については、計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画等の図面から必要な面積と判断します。

周辺農地等への影響は、最大で23.37mの切土、最大で6.22mの盛土を行いますが、開発許可が許可見込みであり、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。表面は、道路面はアスファルト舗装、宅地部分は土のままとします。

排水計画は、雨水については東側の山からの水は宅地開発区域外の水路へ流し南西位置から既存水路へ放流。開発区域内の雨水は区域内に設置する道路側溝へ排水し、南西へ集水して既存水路へ放流します。家が建った場合の生活雑排水は合併浄化槽を介し道路側溝へ排水し、雨水とともに南西に集水して既存水路へ放流します。庭等に降った雨は、自然浸透以外は区域内に設置する道路側溝に誘導し、南西へ集水したのち既存水路へ放流します。

	進入計画については、南西側市道から行う計画です。 周辺農地への影響は、北側、西側に擁壁を設置するとともに排水路によって土砂流出や崩壊の対策を行います。東側は山林法面保護工事を行います。西側は市道を挟み宅地と農地がありますが、市道を拡幅することで日照や通風を確保します。排水については、流量計算で大雨時でも問題ないことを証明しています。なお、被害防除計画が提出されていますので、問題ないものと考えます。
議 長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	1 2 番 谷脇委員 番号1、番号2について現地確認してきました。周辺に農地もなく、問題はありません。 1 3 番 坂本委員 番号3について、申請地は耕作放棄された農地であり、今後耕作も見込ない農地です。一体利用地はもともと市営住宅があった場所であり、それを拡張する形の工事ということであり、問題ありません。
審 議	古谷会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について を議題といたします。
議案説明	梅原局長 【議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について 議案書をもとに朗読】

意見	14番 大野委員
	一か所、倉庫を建てて農機具を置いている場所があり、昔購入したが登記をしてないということです。それ以外の場所については、山林化しており、進入路もない土地もあり、耕作できない状態です。あっせんとしては受けることはできないと考えます。
審議	古谷会長
	それでは、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について はあっせんすることができない農地として回答することとしてよろしいですか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長
	それでは、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について はあっせんすることができない農地として回答することとします。
議長	古谷会長
	続きまして、議案第5号 農地の嵩上げ承認願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長
	【議案第5号 農地の嵩上げ承認願について 議案書をもとに朗読】
審議	古谷会長
	何かご意見はありますか。特にご異議がなければ、問題ないということで、承認することとして構いませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長
	それでは、議案第5号 農地の嵩上げ承認願について は承認通知を送付することとします。
議長	古谷会長
	以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。

報告事項	北村主幹 地域計画の変更点について説明
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 3時05分

その真正なることを証して署名する。

議 長 古谷武穂

14番 大野彰

15番 武田作興